

生保1 (問題)

【 第 I 部 】

問題1. 次の(1)～(6)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1)～(3)、(5)各5点、(4)4点、(6)6点 (計30点)

(1) アセット・シェアについての生命保険会社の保険計理人の実務基準(以下、「実務基準」とし、解説書を含む)に関する次の①～⑤について、下線部分 $\underline{\hspace{2cm}}$ が正しい場合は○を記入し、誤っている場合は×を記入するとともに、下線部分 $\underline{\hspace{2cm}}$ を正しい表現に改めなさい。

- ①実務基準第23条(アセット・シェアと代表契約の選定)において、アセット・シェア方式とは、「代表契約の設定などにより、会社の資産の簿価に対する保険契約の貢献度を評価する手法」を指す。
- ②実務基準第23条(アセット・シェアと代表契約の選定)において、アセット・シェアに基づく配当確認のために設定した選定単位の代表契約は、実際に当該選定単位に存在する契約である必要がある。
- ③実務基準第24条(当年度末アセット・シェアの確認)において、当年度末アセット・シェアは、以下の考え方に基づいて計算することとなっている。
- $$\begin{aligned} \text{当年度末アセット・シェア} = & \text{前年度末アセット・シェア} + \text{保険料} + \text{資産運用収益} \\ & \pm \text{評価差額金(税効果控除前)増減額} - \text{支払保険金など} - \text{予定事業費} - \text{税金} \\ & - \text{支払配当金} \pm \text{法人税等調整額} \pm \text{全社区分調整額} \end{aligned}$$
- ④実務基準第24条(当年度末アセット・シェアの確認)において、選定した代表契約のアセット・シェアの初期値は、合理的かつ適正に決定しなければならないとされている。このとき、アセット・シェアの初期値が負値となることは認められる。
- ⑤実務基準第25条(将来のアセット・シェアの確認)において、代表契約の将来のアセット・シェアは、金利、株価、保険事故発生率、経費上昇率などのパラメータが、「直近の実績」のまま将来も継続することとして、計算しなければならないとされている。このとき、保険事故発生率の「直近の実績」は、阪神・淡路大震災のような巨大リスクによる保険事故発生分を除外した保険事故発生率とすることができる。

(2) 団体生命保険の配当清算法について、次の①～⑤に適切な語句を記入しなさい。

配当清算法では、以下の算式による剰余金が、経験配当として契約者に還元される。

剰余金 = 収入保険料 - 保険金費用 - 事業費 + 発生利息 - 剰余金に対する費用

保険金費用の決定においてはプール方式が導入され、このプール方式には $\boxed{\text{①}}$ 方式と

$\boxed{\text{②}}$ 方式がある。

これらの方式のうち $\boxed{\text{②}}$ 方式では、団体ごとにその規模、経験年数等に応じて一定額を定め、

保険金費用 = {「発生保険金」と「定めた一定額」の $\boxed{\text{③}}$ 額} + プーリング保険料

となる。

実際には[①]方式と[②]方式のいずれか、または両者の組合せの方式を基礎として保険会社ごとに独自の手法・数値が使われる。

また、剰余金に対する費用については、

- ・ [④]に対する準備金
- ・ 保険会社のマージン
- ・ 配当の一部団体内部留保分、すなわち将来的に保険料がアップした場合に備えての調節財源
- ・ [⑤]

で構成する。

一般に、剰余金がマイナスの場合には、その団体の損として翌年度以降に持越し（Carry Forward）が行われる。損を繰越している団体が消滅した場合には、その累積赤字分は全額保険会社の負担となる。[⑤]は、この累積赤字分を充当するためのものである。

(3) 保険会社向けの総合的な監督指針「IV-5-3 契約者価額」（令和3年8月改正）について、次の①～⑤に適切な語句を記入しなさい。

IV-5-3 契約者価額

- (1) 解約返戻金については、支出した事業費及び[①]の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。
- (2) [②]を利用した商品について、解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる[③]や、解約に伴う運用資産の売却に係る[④]等に備えるために係数を定める場合、その係数については、[⑤]の高度化や解約に伴って見込まれる[④]との整合性等に照らして、合理的かつ妥当な水準に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。

(4) 転換制度について、「転換価格」の構成要素を3つ挙げなさい。また、「転換価格」以外に転換前契約から引き継がれるべき要素を3つ挙げなさい。

(5) 自動再保険と任意再保険について、両者の違いが分かるように、簡潔に説明しなさい。

(6) 商品毎収益検証の手法である「確率論的手法」について簡潔に説明し、「確率論的手法」に特有のメリット・デメリットについても挙げなさい。

問題2. 次の(1)、(2)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各10点(計20点)

(1) 第三分野標準生命表2018の作成過程を簡潔に説明しなさい。

なお、第三分野標準生命表2007の作成過程からの主な変更点とその変更理由にも触れること。

(2) 低・無解約返戻金型商品について、次の①～③の各問に答えなさい。

① わが国で、低・無解約返戻金型商品の開発・普及が進んだ背景について、金利政策、経済環境および本商品の利点に触れながら、簡潔に説明しなさい。(3点)

② 低・無解約返戻金型商品の開発における一般的な留意点のうち「保険契約者の理解」について簡潔に説明し、これに対して取り入れられている商品の設計上の工夫を2つ挙げなさい。(3点)

③ 単品の無解約返戻金型平準払終身保険について、払済保険への変更を取り扱うことができないという立場を取った場合に、その理由を、次の(ア)の考え方、(イ)の観点ごとに、それぞれ簡潔に説明しなさい。(4点)

(ア) 払済保険への変更の原資として解約返戻金を使用するという考え方

(イ) 解約した者と払済保険に変更した者との公平性の観点

【 第 II 部 】

問題3. 次の(1)、(2)の各問に答えなさい。

[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること((1)および(2)ともにそれぞれ4枚以内)。必ず指定枚数以内の解答にとどめること。]

各25点(計50点)

(1) 次の①、②の各問に答えなさい。

- ① 第三分野商品の開発時において、予定発生率作成に用いる基礎データとして、自社データを用いる場合と公共データを用いる場合がある。それぞれのメリット・デメリットを簡潔に説明しなさい。(4点)
- ② あなたの会社では、人生100年時代・超高齢社会の到来を踏まえ、シニア向けの保障を充実させる観点から、新たに「認知症保険(※)」の開発を検討している。本商品の開発にあたり、商品設計、基礎率設定および本商品の導入に伴うリスクとそのリスク管理手法に関して、アクチュアリーとして留意すべき点を説明し、所見を述べなさい。(21点)

(※)・責任開始前を含めて初めて「器質性認知症(症状や疾患が臓器・組織の形態的異常にもとづいて生じている認知症)」と診断確定された時に認知症保険金を支払い、保険契約は消滅する。

- ・あなたの会社では、給付事由を公的介護保険制度に連動させた介護保険において、認知症を原因とした給付実績はあるものの、認知症保障の単独引受は本商品が初となる。
- ・保険料払込は有期払込とし、保険期間は終身とする。
- ・保険料払込期間中の死亡保険金・高度障害保険金・解約返戻金はないものとする。

(2) 次の①、②の各問に答えなさい。

- ① 個人年金保険の代表的な年金支払種類を4つ挙げ、給付事由や給付金額の違いが分かるように、それぞれ簡潔に説明しなさい。ただし、年金支払の回数や通貨による違いは同一の年金支払種類であるものとする。(4点)
- ② あなたの会社では、わが国の昨今の超低金利環境を踏まえ、一時払個人年金保険の販売を停止していたが、下記の<外部環境の変化>を受けて、本商品の販売再開を検討している。
本商品の販売再開にあたり、商品設計、基礎率設定および販売再開に伴うリスクとそのリスク管理手法に関して、アクチュアリーとして留意すべき点を説明し、所見を述べなさい。なお、解答にあたっては、下記の<論点>について触れること。(21点)

<外部環境の変化>

- ・わが国の金利水準は、今後、緩やかに上昇することが見込まれるが、急激に上昇することも懸念される。
- ・人生100年時代の到来を踏まえた資産形成ニーズの高まりにより、本商品の魅力の向上が期待される。
- ・競合他社は本商品と同様の商品の販売再開をした。

<論点>

- ・安定的な商品供給
- ・将来の金利上昇に対する機動的な対応
- ・長寿リスクに対する顧客ニーズ
- ・競合他社に対する優位性の確保とそのための工夫

以 上